

【 提 言 】

「伊丹の魅力を高める公民館のあり方」

～ つながりを生かしたひとづくり ～

平成 2 7 年 1 1 月
伊丹市社会教育委員の会

目 次

ページ

I. はじめに	1
---------	---

II. 公民館とは	2
-----------	---

III. 討議の概要と提言	5
---------------	---

(1) 市民の活動を後押しする学びの環境

(2) グループ活動の支援と市民の参画

〔1〕グループ活動の支援

〔2〕市民の参画

(3) 学びの機会の提供

〔1〕「社会の要請」への対応

〔2〕家庭教育の支援

(4) 学校との連携

(5) 組織と管理運営

IV. おわりに	13
----------	----

V. 資料	14
-------	----

(1) 用語集

(2) 平成 26 年度・平成 27 年度 伊丹市社会教育委員の会審議経過

(3) 平成 26 年度・平成 27 年度 伊丹市社会教育委員名簿

I . はじめに

伊丹市社会教育委員の会では、「ひとづくり・まちづくり」に資する社会教育に関する様々な問題を討議し、提言を行っている。

前回の提言（平成 25 年 10 月）では「社会教育施設と学校の連携」をその一つとして取り上げ、世代を超えて学校と地域がつながり、教育の好循環を生む「伊丹モデルの教育」が、伊丹市を住みたいまちにするための施策である「伊丹都市ブランド戦略」の一翼を担うことを願った。

今回は、社会教育施設の一つであり、社会教育委員の会が運営を審議することが求められている公民館に焦点をあてた。公民館の今後のあり方、また社会教育推進に公民館をどう生かすかを学校との連携も含めて、前回よりさらに掘り下げた形で提言する。

提言に至る討議において、まず、公民館の現状分析を行った。教育基本法では、社会教育は「個人の要望」や「社会の要請」にこたえるものとなっている。しかし、この「社会の要請」にこたえている公民館は全国的に少なく、民間等では提供されにくい分野の講座開設や、子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど「社会の要請」に応じた学習機会の量的・質的な充実に努めることが課題となっている。それに対して、伊丹の公民館は直営という強みを生かし、「社会の要請」にこたえる事業を積極的に実施していた。一方で、施設の老朽化や運営に関して、いくつかの課題が明らかとなった。公民館が、これらの課題を解決し「社会の要請」への対応を今後ともしっかりと担っていくことが、学校教育の充実にもつながり、ひいては「伊丹創生」にもつながるのである。

今回の提言が、公民館を力強く光り輝かせることの一助となれば幸いである。

Ⅱ . 公民館とは

(1) 公民館とは

公民館は、地域住民の生活に関わる広い窓口を持った施設であり、老若男女に関わらず、あらゆる人びとが学び、交流できる総合的な社会教育施設^(※1)である。また最近では、英語で“KOMINKAN”と呼ばれるように、世界に誇る社会教育施設でもある。この施設は、戦後の混乱と荒廃の中で、人と人との絆を取り戻し、郷土を復興させることを目指して創り出され、全国各地に広がっていった。実際、公民館には多くの人が集い、学び合うことで、全国各地で新しい地域づくりが進められていったのである。平成 23 年 10 月現在、公民館（類似施設を含む）は 1 万 5,399 館あり、住民に身近な社会教育施設として重要な役割を果たしている。

公民館は、図書館、博物館と並んで、国や地方自治体によって保証されるべき社会教育施設として、教育基本法第 12 条^(※2)に明示されている。また、社会教育法の条文のおよそ半分が、公民館に関する事項で占められていることから、この施設が社会教育の中核施設として位置づけられていることがわかる。

(2) 公民館の役割

公民館の役割については、①集まる、②学ぶ、③つなぐ、ことだによくいわれる。学びの支援だけでなく、「集まる」「つなぐ」役割が重視されているところに公民館の特徴を見いだすことができる。公民館には、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供するとともに、地域住民がいつでも気軽に集える場ともなり、そして学びや交流を通して人と人とをつなぐことで地域を活性化していくことが期待されている。

ちなみに、公民館では、年間 39 万 495 の学級・講座が開設され、1,089 万 6,159 人が学んでおり、年間利用者は、2 億 451 万 7,000 人である（平成 22 年度）。その内容としては、「教養の向上（趣味・けいこごとを含む）」が全体の 51.6%を占め、次いで「家庭教育・家庭生活（20.0%）」、「体育・レクリエーション（17.5%）」の順となっており、個人の要望に応える学びが主となっている。

(3) 公民館に求められているもの

社会教育の内容について、教育基本法は「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定した。この「個人の要望（個人が自ら学びたいと思っている課題）」と「社会の要請（社会の存続のために必要とされる、『地域の連帯』『まちづくり』『家庭生活』等の社会的な課題）」の両者への対応が、近年の社会教育行政では重視されている。

これに対して、平成 20 年に出された中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学

習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」は、公民館に「各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、『社会の要請』に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実に努め、その成果を地域の教育力の向上に生かす」ことを求めている。また「第6期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成25年1月）」でも「地域住民が学習活動を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていくことの重要性が増している」ことを指摘し、「公民館等の社会教育施設が中心となり、学習活動を地域の課題解決につなげていくような取組を支援し、普及していくなど、『学びの場』を核とした地域コミュニティの形成を進める」ことを期待している。

今、公民館は、改めて①集まる、②学ぶ、③つなぐ、を強く意識した取組を通して、地域の学びの拠点、そして地域づくりの拠点としての役割を積極的に果たしていくことが求められているといえる。

（４）伊丹市の公民館

伊丹市の「公民館」が登場したのは昭和24年のことである。市民の文化交流の場として伊丹小学校内に設置された。何度かの移転を経て、昭和48年、単独の公民館として現在の「中央公民館」が建設された。「公民館」は設置されてから70年近く、「中央公民館」が建設されてからも40年以上、社会教育施設として多くの市民に親しまれてきた。

また、生涯学習施設^(※3)として、平成4年に「生涯学習センター（ラストホール）」、平成16年に「北部学習センター（きららホール）」が設置されているが、社会教育法上の「公民館」は中央公民館1館だけである。

公民館運営の4つの特色

① 市民の主体的な学びの支援

公民館では、趣味的文化的活動や、地域団体や社会教育関係団体^(※4)の集会や学習会など、多様なグループが活動している。これらのグループは、安心して学び、交流できる場を自ら運営しており、その活動が市民の生きがいつくり、健康づくりなどにもつながっている。公民館はこのような市民の主体的な学びを支援している。

② 活動成果の地域還元

公民館は、市民の主体的な学びを支援しているが、その学びで得た知識や技能が地域社会に還元されるような事業に取り組んでいる。主な事業としては、活動グループが「学ぶ」立場から「教える」立場になり講座の指導者となる「まちの先生シリーズ^(※5)」や、活動グループを、地域の依頼に応じて、イベントや学習会、サークルの立ち上げなどに派遣する「公民館登録グループ地域派遣事業『まちなか公民館^(※6)』（以下『まち

なか公民館』という。）」がある。

③ 多様な学びの機会の提供

公民館は、伊丹市の社会教育の拠点施設として、人権・平和・環境・家庭教育・高齢社会などの「社会の要請」に応じた事業を多く実施している。社会の課題を掘り起こし問題提起していくことで、社会の問題を自らの問題と捉え、地域社会の課題解決に取り組もうとする市民を育成している。

特に近年、家庭教育支援事業に力を入れており、その一つとして、親同士の交流や遊びを通して親子が向き合える場である「子育てサロン^(※7)」や「パパとキッズのプレイルーム^(※8)」などを実施している。

また、小学生向けの多様な体験教室や、中高生が企画運営する「ストリートダンスコンテスト」など、子どもたちの創造性、社会性を育成する事業の充実を図っている。

公民館は、高齢者が行くところ、大学などの先生の話をお聴くところというイメージで捉えられがちであるが、若い世代をターゲットにした事業展開や、多様なスタイルの学びの場、あらゆる世代が学び、交流できる場の提供に取り組んでいる。

④ 市民の参画と協働による運営

公民館の運営は、常に市民とともにある。「伊丹市立中央公民館登録団体連絡協議会^(※9)（以下、『公連協』という。）」や、「伊丹市公民館事業推進委員会^(※10)（以下、『推進委員会』という。）」との協働による事業運営のほか、市内で活動する社会教育関係団体などとの事業の共催や、公民館で活動するグループの参画により、地域人材の活用と、市民のアイデアを取り入れた事業展開を図っている。

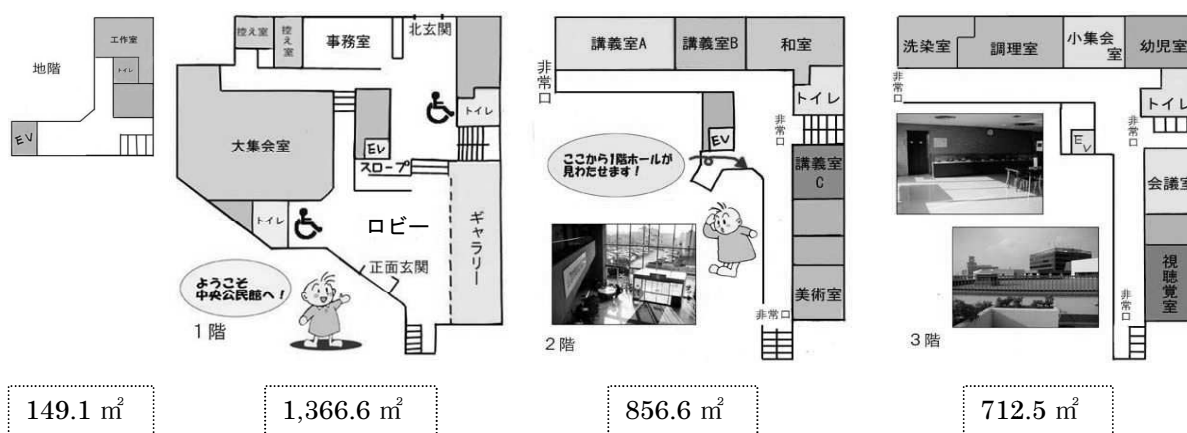
Ⅲ . 討議の概要と提言

(1) 市民の活動を後押しする学びの環境

【現状分析】

《施設環境》

公民館には、陶芸窯を備えた工作室、ギャラリー、250人収容の舞台設備のある大集会室のほか、調理室・幼児室など多様な学習室がある。市内で、ここまで市民の多様な活動に対応できる施設は他にはない。これらの学習室が、約200グループもの陶芸、料理、音楽、体操、茶華道、舞踊などの多様な学習活動を後押ししている。

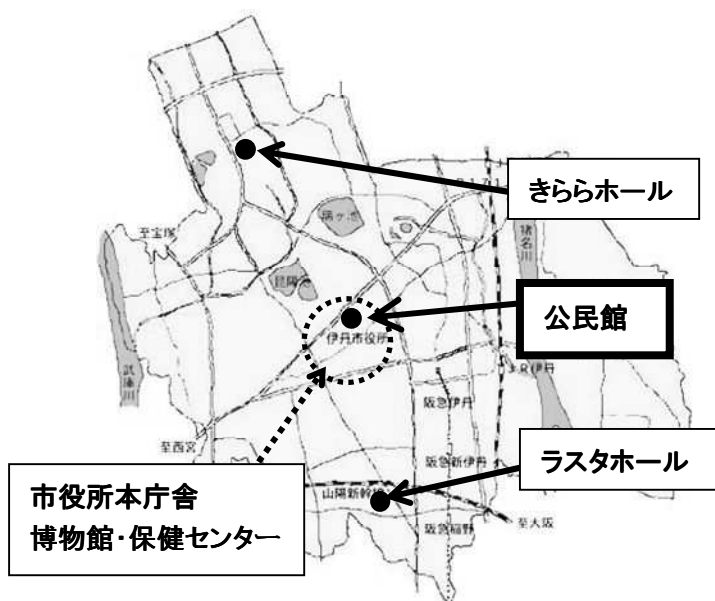


また、1階ロビーは市民が集まりやすく、事務所も北玄関に近く、市民と対話しやすい位置にある。「伊丹に引越してきたので友人を作りたくて公民館に来た」という利用者も多く、ある委員も「何か活動する時、公民館なら安心できると感じた」と語っていた。充実した学習室と1階に開放的な空間を持つ公民館は、市民にとって安心して活動できる施設なのである。

《地理的環境》

公民館は市役所本庁舎や博物館、さらに保健センターに隣接している。行政と文教ゾーンが集中していること、市民が集まりやすい市の中央部にあること、緑豊かな環境の中にあることは大きな魅力である。

また、公民館と同じく市民の学習活動の場であるラスタホールは南部に、きららホールは北部にあり、3館がバランスのとれた配置になっている。



【課題】

①建物と設備の老朽化

昭和 48 年に建設された建物は、老朽化が目立ってきている。また、時代の変化とともに市民ニーズも変化しており、ダンス用の全身を映す鏡や、楽器演奏に対応できる防音設備、乳幼児を連れた人が使いやすいトイレや授乳設備など、より多様な機能が必要であるという声があがっている。

また、高齢者サービスに対する期待が今後さらに高まってくる中、高齢者をはじめ誰もが使いやすい設備の充実が求められているが、十分ではない。

②伊丹市公共施設マネジメントへの対応

伊丹市公共施設マネジメント^(※11)の取組の中で、老朽化した公共施設については、利用者の安全安心を考え、他の公共施設へ機能移転を図ることを最優先に検討し、事業を継続していく方向性が示されている。施設の更新時期を迎えている公民館は、機能移転を視野に入れた検討を進めていかななくてはならない。

【提言】 市民の活動を後押しする学びの環境

①市の各部局との連携に効果的な施設配置

社会教育を推進していく上で、公民館と市の各部局との連携は重要であり、公民館が本庁舎と隣接しているという地理的メリットは大きい。今後の公共施設再配置計画^(※12)策定に際しては、市の各部局との密接な連携が図れる再配置を議論していただきたい。

②多様な活動の場の確保

市民の学習ニーズの多様化に対応し、公民館は、市民の主体的な活動を今後ますます支援していかななくてはならない。これまでと同様に多様な学習室を確保し、市民の主体的な活動の場を提供していただきたい。

③安全安心な施設づくり

市民の心地よい居場所となるよう、すべての市民が安全安心に学習、交流できる設備の充実と、ロビーなど開放的な空間の有効活用を図っていただきたい。

(2) グループ活動の支援と市民の参画

[1] グループ活動の支援

【現状分析】

《グループ活動の支援》

公民館は、幅広い分野の学習を行う自主運営の市民グループに活動の場を提供している。自主グループの活動により、市民の主体性やネットワーク力が育成され、リーダーが育ち、さらに地域に学習成果を還元するという好循環を生み出している。社会教育委員の中にも「市民力、ネットワーク力は、公民館のグループ活動で育てられた」という委員が複数いた。

また、公民館は主催講座が終了した後のグループ化を支援しているが、このことが、市民が主体的な学習活動を始める動機付けとなっている。

《公連協との協働》

「公連協」は昭和 47 年に設置されてからこれまでの間、公民館のグループ活動の活性化に努め、公民館を支えてきた。現在加盟グループが減少傾向にあるが、高齢化が進む中、仲間と趣味を楽しみ、発表の場も持てる活動は、市民の生きがいつくり、健康づくりにもつながっている。

《活動成果の活用》

公民館の特徴の 1 つは、職員がそれぞれのグループ、個人をよく見ていることである。民間のカルチャーセンターが増えても、公民館で 200 ものグループが活動しているのは、職員が「まちづくり」の担い手として利用者を応援し、様々な場を提供してきたことが大きい。現在、グループの主体性や社会性を高めるために、『『まちの先生』シリーズ』や、「まちなか公民館」への参画を働きかけている。

【課題】

①グループ活動の活性化

公民館登録グループ（*13）および公連協加盟グループは減少傾向にあり、今後、公民館活動の停滞を招くことが考えられる。また、公民館で活動するグループの成果発表の場はあるが、グループ間での交流、連携があまりなく、グループ活動の活性化が図られていない。

②公民館の目指すべき姿の共有

公民館の登録グループの中で、登録の目的や要件を認識しているグループは少数であり、公連協加盟グループも公民館の目指すべき姿を認識できていないのが現状である。公民館で学ぶグループ、公民館を支えるグループと公民館とが、ともに公民館の目指すべき姿を共有できていない。

[2] 市民の参画

【現状分析】

《推進委員会による事業運営》

推進委員会による事業の企画提案により、若い世代を対象にした事業や、子どもを対象とした体験教室、ロビーを活用したグループ支援事業などが充実し、成果をあげている。職員と市民とが協働で事業を進めるユニークな形態は、近隣都市からも注目を集め、委員自身の市民力の向上にもつながっている。

《市民のボランティア》

公民館主催事業には、多くの市民参画の場がある。お化け屋敷や工作コーナーなどが人気の「公民館の夏まつり」は、職員と市民が一丸となって運営している。今年は、同日開催した「ストリートダンスコンテスト」にゲスト出場した高校生が各コーナーの手伝いをしていた。「パパとキッズのプレイルーム」では、過去の講座参加者、近隣の小学校のボランティア部、市内の高校の子育て支援チームが運営に参加するなど、多くの市民が公民館事業を支えている。また、その年齢層も広がりを見せている。

【課題】

①推進委員会と公連協の連携不足

推進委員会と公連協は、同じ公民館で活動しているがあまり交流がない。それぞれの領域では活発に活動しているが、お互いがかかわりあうシステムになっていない。

【提言】 グループ活動の支援と市民の参画

① 公民館の目指すべき姿の共有

公民館は「ひとづくり」の場である。人が集い、学び、つながり、学んだことを地域に還元することで、地域づくり、まちづくりの担い手が育っていくところに、公民館の目指すべき姿がある。この目指すべき姿を登録グループや公連協など関係者全員で共有することが必要である。たとえばキャッチコピーを作るなど、公民館の目指すべき姿をわかりやすく伝え、浸透させるための工夫をし、共有化を図っていただきたい。

② 公民館で活動する人たちのネットワーク

公民館で活動する人たちがコミュニケーションを密にして、公民館活動の活性化を推進するネットワークを構築していただきたい。

また、市民がそれぞれの関心に応じて、個人で気軽に公民館の事業等を手伝う「公民館応援団（仮称）」の募集なども考えていただきたい。

（３）学びの機会の提供

〔１〕「社会の要請」への対応

【現状分析】

《「社会の要請」への対応の重視》

公民館は、市内に１館しかない社会教育法上の公民館として、人権・平和・環境・家庭教育・高齢社会などの「社会の要請」に対応した学習機会の提供を重視している。また、講座や講演会だけでなく、コミュニケーションや人のつながりを生み出すために、市民が安心して交流できる居場所づくりに努めている。このことは社会教育の拠点施設として重要な点である。

【課題】

① 公民館事業のわかりにくさ

討議の中で、「公民館が何をやっているのかが見えない」「堅いイメージがある」「良い活動をしているのにPRが下手でもったいない」などの意見が出された。PR不足により、市民に公民館の事業が見えていないことが分かった。

② 地域課題に取り組む団体とのつながり

今、社会教育の分野において、住民の絆の構築、地域コミュニティの形成による地域課題の解決が求められており、地域で活動する多様な団体との連携・協働を図ることが重要な課題である。しかしながら、公民館においては、地域で活動する団体との連携が十分ではなく、公民館の事業は公民館単独で行う傾向がある。

③ 類似事業の未整理

社会教育は、社会教育法において、学校の教育課程として行われる教育活動を除く組織的な教育活動と定義され、その範囲は広範囲にわたる。伊丹市においては、教育委員会事務局だけでなく、こども未来部、市民自治部、健康福祉部、都市活力部などの各部局でも、それぞれの視点での社会教育（「ひとづくり」「まちづくり」）にかかわる事業が実施されているが、体系的に整理された社会教育の推進がなされていない。

[2]家庭教育の支援

【現状分析】

《家庭教育をとりまく現状》

教育の出発点は家庭であり、基本的な生活習慣、生活能力、人への信頼感や思いやりなどを身につける上で、重要な役割を担っている。しかしながら、核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加等により、悩みや課題を抱える家庭は多く、また、地域のつながりの希薄化により、地域全体で子どもの育ちを支える地域の教育力が低下している。このことから、家庭教育支援事業は、社会が要請する課題の一つとして、公民館での取組が期待されている。

《公民館の取組》

伊丹市の公民館では、乳幼児を持つ親が、親子でゆったり過ごせ、親同士が交流できる場として「子育てサロン」を実施しており、保健センターでの健診を終えた親子が気軽に参加している。また、親子がしっかり向き合う場として「パパとキッズのプレイルーム」を実施しており、子どもの成長を感じてもらえる機会となっている。

さらに、学童期や思春期の子どもとのかかわりについて悩みや課題を抱える親の支援として、様々な角度から子どもの育ちを捉えた講座や講演会を実施している。

《所管の位置づけ》

家庭教育支援事業については、平成 13 年および平成 20 年の社会教育法の改正により教育委員会の所掌事務として明確に位置づけられている。

伊丹市では本年度より「家庭教育推進事業」が教育委員会の所管となり、社会教育事業として取り組みやすくなった。

【課題】

①連携不足

家庭教育支援および子育て支援については、市の各部局で専門分化され、多くの施策、事業が実施されている。また、地域においても、様々な市民グループが多様な事業を行っている。それらとの連携があまり見られない。

【提言】 学びの機会の提供

①オール伊丹での「社会の要請」への対応

公民館や生涯学習部だけでは社会教育を力強く推進することはできない。教育委員会事務局、市の各部局における社会教育にかかわる類似事業の見直しや整理も含め、体系的な社会教育の推進をオール伊丹で実施していただきたい。人権・平和・環境・家庭教育・高齢社会など、行政が担わなければならない「社会の要請」に対応する事業を、専門性を高めながら体系的に推進していただき、分かりやすい情報発信で、充実した学びの機会を提供していただきたい。

②公民館事業の PR 手法の改善

公民館の利用者だけでなく広く市民に公民館をアピールしていくことが重要である。公民館の事業について、広報伊丹への掲載を充実させるとともに、ホームページやフェイスブックなどを積極的に活用し、市民にわかりやすく効果的に PR していただきたい。また、今まで公民館を利用したことのない人たちにも公民館を知ってもらうために、公民館が地域に出かけていく事業を実施していただきたい。

③家庭教育支援事業の体系的な推進

「家庭教育推進事業」が生涯学習部の所管となったことを機に、公民館で実施している家庭教育支援事業も含め、生涯学習部として体系的に家庭教育を推進していく施策を講じていきたい。

④地域コミュニティの活性化への貢献

公民館は社会教育の拠点施設として、地域コミュニティを中心に担っている自治会などや、新たな地域活動の担い手であるボランティア団体とが連携していけるような基盤づくりに取り組み、学びを通じて、地域コミュニティの活性化に貢献していただきたい。

（４）学校との連携

【現状分析】

《土曜学習事業》

前回の伊丹市社会教育委員の会の提言（*14）の後押しを受けて、平成26年度、伊丹市の小中学校区全てにおいて土曜学習事業（*15）が実施された。これは先進的な試みであり、学校を舞台とする、地域・学校・家庭（PTA）が連携した社会教育のモデルケースである。

《人材の活用》

学校指導課では、地域人材を活用した授業を推進する事業として、「町の先生制度推進事業」を実施している。また、公民館では本年度より「まちなか公民館」をスタートさせ、すでに土曜学習事業へ公民館登録グループを派遣している。

【課題】

①学校教育と社会教育の連携

中央教育審議会は学校教育行政と社会教育行政の連携が、よりよい教育や学習効果を上げるうえで必要不可欠であると審議している。今や学校教育だけでは、子どものよりよい教育は望めない。学校教育と連携する社会教育の推進が大きな課題である。

②土曜学習事業へのかかわり

土曜学習事業については、地域・学校・家庭（PTA）それぞれの実情によって実施内容や頻度に差が生じている。それを埋める方策が必要である。

【提言】 学校との連携

①学校とつながる公民館

教育委員会事務局が、学校教育・社会教育連携の重要性を認識し、公民館と学校をつなげていただきたい。たとえば、「町の先生制度推進事業」と「まちなか公民館」の情報を統合し、その情報提供の場として「学校支援メニューフェア」を開催するなど、連携を推進する方策を考えていただきたい。

②土曜学習支援プログラムの提供

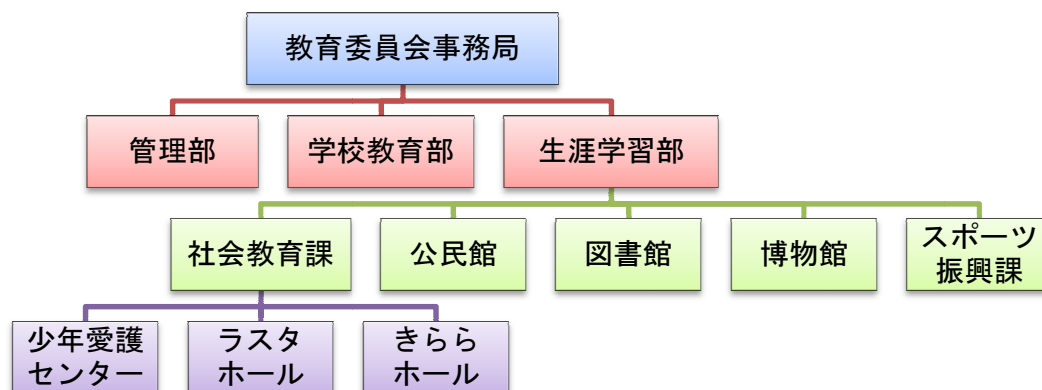
公民館が登録グループの学習成果を活用した土曜学習支援プログラムを企画し、土曜学習に積極的にかかわっていただきたい。そして、公民館、土曜学習事業運営会議、伊丹市PTA联合会等との連携を強化し、継続的な事業推進を行っていただきたい。

(5) 組織と管理運営

【現状分析】

《組織》

現在、教育委員会事務局生涯学習部の中には、「社会教育課」と「公民館」が課組織として並列に存在しており、ラストホール、きららホールは「社会教育課」が所管している。



《管理運営》

平成 15 年に地方自治法が改正され、指定管理者制度^(※16)が導入された。全国的に、社会教育施設においても同制度の導入が進んでいるが、公民館への導入率は低い。

伊丹市では、ラストホール、きららホールで指定管理者制度が導入されているが、公民館は社会教育の拠点施設として直営で運営されており、人権・平和・環境・家庭教育・高齢社会などの「社会の要請」に対応した事業を積極的に行っている。ラストホール、きららホールの指定管理者からは、「社会の要請」に対応した事業については相当の予算がない限り実施しにくいこと、「個人の要望」を満たす事業が中心になることを討議の中で確認した。

主な社会教育施設の管理運営					
施設名	ラストホール (図書館南分館)	きららホール (図書館北分館)	公民館	図書館本館 (分室)	博物館
管理方法	指定管理	指定管理	直営	直営	直営

《職員》

社会教育法に「教育委員会の事務局に社会教育主事^(※17)を置くこと」とあるとおり、これまで社会教育主事は、地域の課題を地域の人と解決するためのコーディネートや、人づくり、絆づくりをサポートする役割を担ってきた。しかし、現在、社会教育主事は全国的に減少傾向にある。伊丹市では、平成 27 年度に 1 名、公民館に配置されているのみである。

【課題】

①組織内の連携不足

公民館の役割は社会教育の役割そのものであり、公民館の課題は、社会教育行政全般の課題と捉えるべきである。現在の組織体系では、公民館と社会教育課が縦割り状態となっており、社会教育行政全般の流れと、公民館の管理運営が連携できていない。

また、公民館、ラストホール、きららホールの 3 館も連携できていない。

②管理運営の手法の検討

文部科学省は公民館等の社会教育施設への指定管理者制度の導入が可能であるとの見解を示しているが、平成 20 年の社会教育法改正の際には、衆議院文部科学委員会が「指定管理者

制度の導入による弊害について十分配慮、検討すること」と付帯決議を出している。同制度が導入されて10年以上が経過し、市内の公共施設の多くが指定管理者により運営されている中、公民館がどのように管理運営されていくべきか、十分な検討が必要である。

③社会教育を推進する職員の養成

様々な連携のもと社会教育を推進する公民館の職員には、コーディネート能力や専門性が求められる。これを担うものとして社会教育主事が存在しているが、その職務があまりにも多岐にわたり不明確なため、その重要性、必要性が十分に理解、評価されず、適切な配置がなされていない。

【提言】 組織と管理運営

①社会教育行政の組織強化

生涯学習部内に、社会教育施策の企画調整機能を持つ組織を設置し、家庭教育も含めた「社会教育行政」を統括的に推進していただきたい。

また、「学校教育」と「社会教育」との連携を担う組織を明確に位置づけ、所属長（館長・課長等）が異動した場合でも、社会教育行政が安定して推進できる組織体制にしていきたい。

②3館の役割の整理と広報

社会教育の推進は「個人の要望」と「社会の要請」を満たすところにある。主に「個人の要望」に対応するラストホール、きららホール、主に「社会の要請」に対応する公民館の3館の連携によって、伊丹市全体の社会教育がバランスよく推進していくことを再認識していただきたい。また、広く市民に3館をアピールするための「共通パンフレット」を作成し、3館の施設や事業紹介だけでなく、それぞれの機能や役割について広く告知していただきたい。

③社会教育主事の積極的な活用

現在、伊丹市内では、行政、地域団体、NPO、民間企業など多様な団体が協働し、地域やまちの活性化にむけたイベントの開催など活発な取組が行われている。それこそが、まさに社会教育である。このような取組を推進していくには高いコーディネート能力を持った人材が必要であり、行政の専門的職員である社会教育主事はその役割を担うことができる。伊丹市第5次総合計画の基本目標は「市民が主体となったまちづくり」である。社会教育主事を育成し、積極的に活用する仕組みを構築することで、公民館職員の専門性の確保と、参画と協働による市民自治の実現にむけた市職員の育成としていただきたい。

④「ひとづくり・まちづくり」の実現にむけた管理運営

公民館は「ひとづくり・まちづくり」を推進する社会教育の拠点であり、「伊丹モデルの教育」や「伊丹創生^(※18)」の推進力の基盤となる施設である。このような重要な施設は、行政の直営管理がなされるべきである。直営であるからこそ、「ひとづくり」に大きく関係する「社会の要請」に対応する事業を積極的に運営できるのである。

未来の伊丹のために、公民館には今まで以上に、市民の力が生かされる公民連携による公民館運営を推進していただきたい。

IV . おわりに

平成27年6月、市の教育施策の根本である「伊丹市教育大綱」が策定され、「伊丹の教育」を新たな「都市ブランド」としてアピールし「伊丹創生」の実現につなげることとなった。

「教育こそが伊丹のブランドでなければならない」という伊丹市社会教育委員の会が平成25年10月に提言した内容がそのまま市の施策につながったことは喜ばしい限りである。「伊丹の教育」を「都市ブランド」とするためには学校教育の推進と共に、学校・家庭・地域をつなげる社会教育の推進が重要である。社会教育の推進によってこそ、子どもたちは輝き、また、地域の様々なコミュニティーも輝きを増すのである。社会教育は「ひとづくり・まちづくり」そのものであり、これを牽引するのが公民館の役割である。

伊丹市ではこれまで、教育委員会事務局での社会教育事業と、市の各部局で展開される様々な社会教育関連事業は、それぞれが個別に推進されてきた。しかし本年、教育委員会の制度改革によって、市長と教育委員会が教育行政について議論する「総合教育会議」が設置されたことは、市の各部局と教育委員会事務局との連携が進む大きな第一歩になった。これを機に社会教育の拠点である公民館を生かしながら、オール伊丹で社会教育の推進がなされることを望むものである。

公民館は、「人・もの・情報」など、教育やまちづくりのための資源を数多く有する宝の山である。公民館をいきいきと輝かせるため、公民館内の連携、教育委員会事務局内での連携、市の各部局との連携、そして市民との連携による多くの「つながりを生かしたひとづくり」を推進し、これまで以上に「社会の要請」にこたえていただきたい。

公民館が、未来の子どもたちにまちの活力を届ける「伊丹創生」の一翼を担ってくれる事を期待する。

《 参考 》 用語集

1	社会教育施設	昭和24年に施行された社会教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」を奨励するための施設。すべての国民があらゆる機会あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高めるための環境整備として設置されてきた。
2	教育基本法第12条	(社会教育) 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
3	生涯学習施設	市民の多様な学習意欲の高まりに対応するため、平成2年に施行された「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（生涯学習振興法）」に基づき設置された施設。
4	社会教育関係団体	法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。 [社会教育法第10条(社会教育関係団体の定義)] (例) PTA、婦人会、青年会、ボーイスカウト、ガールスカウトなど
5	まちの先生シリーズ	公民館グループが、自らが培った経験や知識・技術を地域に広げることを目的に実施。講座の指導者が教わる側から教える側になる事業。
6	公民館登録グループ地域派遣事業「まちなか公民館」	公民館を拠点として活動しているグループと地域をつなぐ、公民館登録グループ地域派遣事業。公民館での学習成果を地域活動に生かすことを目的として、平成27年から実施。地域からの依頼に応じて、地域のイベント出演やサークル活動支援などを行う。
7	子育てサロン	子育ての負担軽減を目的に、平成20年から事業開始。親子遊び、親同士の交流ができるフリースペースとして、月1回ないし2回実施。
8	パパとキッズのプレイルーム	父親の子育てへの参画と親子の交流促進を目的に、平成24年に推進委員会企画として事業開始。子育て中の父親が親子遊びや情報交換を気軽にできる場として月1回実施。
9	伊丹市中央公民館登録団体連絡協議会（公連協）	「登録団体および利用団体の親睦を図り、登録団体独自の活動につき協議し、相協力して公民館活動を推進発展せしめ、地域の文化を向上させる」目的で昭和47年に結成した任意団体。公民館で活動するグループで構成。平成22年度は78グループが加盟していたが、平成27年6月現在55グループの加盟となっている。

《 参考 》 用語集

10	伊丹市公民館事業推進委員会（推進委員会）	平成16年に市民の参画と協働による事業運営を目的に設置。教育長から委嘱された社会教育関係者や市民公募など24名（平成27年度）の委員からなる。①講座企画運営②子ども事業企画運営③グループ活動支援育成の3つの部会がある。
11	伊丹市公共施設マネジメント	老朽化した公共施設の現状と課題を整理し魅力ある公共施設を次世代に残していくための市の取り組み。インフラを除く公共施設（建物施設）を対象に、伊丹市の公共施設の基本的な考え方を示した「伊丹市公共施設マネジメント基本方針」（平成26年3月）を策定。また、公共施設マネジメント基本方針の考え方や方向性を継承し、インフラや公営企業も含めた「伊丹市公共施設等総合管理計画」を策定。（平成27年3月）
12	公共施設再配置計画	「伊丹市公共施設等総合管理計画」に基づいた、施設分類ごとの方針。平成27年度策定予定。
13	公民館登録グループ	公民館を利用するグループの内、①市民の学習要求を広く受け入れることで、グループを生涯学習機会の場にする、②公民館事業に参加することで、社会的課題にも意識を持ち、伊丹市の社会教育推進に協力する団体。登録グループへの支援として、使用料を減免（5割）している。現在、128グループが登録。（平成27年4月1日）
14	伊丹市社会教育委員の会前回（平成24・25年度）提言	「社会教育が地域・学校・家庭をつなぐ～地域・学校・家庭が、子どもの『育ち』を支える環境づくりとその役割」について、平成25年10月に提出。
15	土曜学習事業	基礎学力の向上、学習習慣の定着、豊かな人間性の育成を目的に、地域や企業の協力のもと土曜日に行う学習支援事業。各小中学校で年間10回程度実施。
16	指定管理者制度	平成15年の地方自治法改正により導入され、それまで公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営に関して、企業・NPO等を含む団体に委ねることが可能となった。民間のノウハウを活用することにより、サービスの向上を経費節減を図ることが目的。
17	社会教育主事	都道府県および市町村の教育委員会事務局に置かれる専門的職員で、社会教育、まちづくりに関する事業の企画・立案、調査分析、事業評価などの講習を修了した人のこと。社会教育を行う人に、専門的な助言・指導にあたるのが役割。
18	伊丹創生	人口減少への対応として、平成26年施行した「まち・ひと・しごと創生法」の中の「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえた「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、現在の人口規模を維持し、未来の子どもたちにまちの活力を届けるための各施策。

平成26・27年度 伊丹市社会教育委員の会 審議経過

	回	開催日	内 容
平成26年度	第1回	平成26年 11月19日(水)	○委嘱状の交付 ○研究テーマの設定 「公民館のあり方」について ○生涯学習社会の中の公民館
	第2回	平成26年 12月10日(水)	○社会教育施設等について ○公民館事業について ・社会教育委員による討議
	第3回	平成27年 2月10日(水)	○各施設の特色ある講座および利用者の状況 ・社会教育委員による討議
	第4回	平成27年 3月10日(火)	○委員による課題分析、解決の方策についての討議 ○公共施設マネジメント基本方針（26年3月） ・社会教育委員による討議
平成27年度	第5回	平成27年 6月10日(水)	○委員による課題分析、解決の方策についての討議 ○第6期中央教育審議会生涯学習分科会における 議論の整理（平成25年1月） ・社会教育委員による討議
	第6回	平成27年 7月14日(水)	○委員による課題分析、解決の方策についての討議 ○提言（素案） ・社会教育委員による討議
	第7回	平成27年 8月25日(水)	○委員による課題分析、解決の方策についての討議 ○提言（素案） 伊丹市教育大綱 ・社会教育委員による討議
	第8回	平成27年 10月14日(水)	○提言（案）とりまとめ ・社会教育委員による最終討議
	第9回	平成27年 11月10日(火)	【提言】の提出

平成26・27年度 伊丹市社会教育委員名簿

選出 区分	氏 名	所 属
学校教育関係者	かねみつ 金光 一彦	伊丹市立小・特別支援学校校長会
社会教育関係者	おおじ 大路 周宏	伊丹市PTA連合会
	ひぐち 樋口 正美	伊丹市体育協会
	いちかわ 市川 伊久雄	伊丹市自治会連合会
	かわむかい 川向 孝子	伊丹市連合婦人会
	○はたえ 波多江 みゆき	伊丹市公民館事業推進委員会
家庭教育の 向上に資する活動を行う者	◎いたの 板野 あきひこ 彰彦	家庭教育推進連携支援委員
学識経験者	かんべ 神部 純一	滋賀大学社会連携研究センター 教授
	きむ 金 慶子	伊丹市人権教育指導員
市民公募	いしむら 石村 めぐみ 恵	市民

◎会長 ○副会長